

付議案第 24 号

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和 3 年度教育委員会組織編成に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成 6 年福岡市教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条及び第 11 条中「総務部長」を「職員部長」に改める。

○福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成6年福岡市教育委員会訓令第9号）の一部改正案（新旧対照表）

旧	新
<p>第1条～第5条（略） （介護休暇の申請）</p> <p>第6条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、書面により所属長を経て<u>総務部長</u>（以下「部長」という。）に申請しなければならない。ただし、当該申請の時期について、真にやむを得ない事由があると教育長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>第7条～第10条（略） （準用）</p> <p>第11条 第6条から第8条までの規定は、介護時間について準用する。この場合において、第6条中「1週間」とあるのは「2週間」と、「<u>総務部長</u>（以下「部長」という。）」とあるのは「部長」と、第7条第1項及び第8条中「第11条の2第1項」とあるのは「第11条の3第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第5条（略） （介護休暇の申請）</p> <p>第6条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、書面により所属長を経て<u>職員部長</u>（以下「部長」という。）に申請しなければならない。ただし、当該申請の時期について、真にやむを得ない事由があると教育長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>第7条～第10条（略） （準用）</p> <p>第11条 第6条から第8条までの規定は、介護時間について準用する。この場合において、第6条中「1週間」とあるのは「2週間」と、「<u>職員部長</u>（以下「部長」という。）」とあるのは「部長」と、第7条第1項及び第8条中「第11条の2第1項」とあるのは「第11条の3第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>以下略</p>